

「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」
に対する意見募集の結果について

令和7年6月24日
財 務 省

令和7年3月8日付で「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を別紙1のとおり公表します。なお、意見募集の対象となる事項のみを示しております。

御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和7年3月8日（土）から4月6日（日）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 御意見の総数

5件

3. 意見公募手続を実施した案からの修正

別紙2のとおり

4. お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室法規係

電話番号：03-3581-4111（内線69524）

【寄せられた御意見及び御意見に対する考え方】

(1) 本人確認方法について

- 本人確認書類の偽変造等は非対面方式だけの固有のリスクではないことから本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法の廃止に反対する御意見や、ICチップ付きの本人確認書類を原則的な確認書類に位置づけることに反対する御意見がありました。

これにつきましては、今回の改正は、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法の廃止等を内容としております。顧客等の容貌及び本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法につきましてはそのようなリスクが高いと考えられることから廃止することとしますが、容貌の画像情報及びICチップの情報を送信する方法につきましては引き続き利用を認めることとしております。また、今回の改正によって、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが低い方法により本人確認を行うことが原則となりますが、ICチップ付きの本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な方法を確保するため、一定の補完措置も整備することとしています。

(2) 補完書類について

- 外為省令第8条2項に基づく補完書類の送付について、原本に限定するのは過大な義務であり今回の改正では見送るべきとの御意見や、補完書類には公共料金の領収書に限らず請求書を含めるべきとの御意見がありました。

これにつきましては、補完書類の写しは偽造が容易であり、引き続きこれを認めることは本人確認制度の目的を損なうリスクが高まる可能性があることから、原則として、補完書類の原本のみ利用を認めることとします。また、公共料金の請求書は、それのみでは支払事実が確認できず、居住実態が確実に裏付けられる書類とは言えないことから、これを補完書類として認めることは困難と考えています。

(3) その他

- 平等なサービスの提供という観点からも国民への周知を徹底すべきだといった御意見がありました。

これにつきましては、本改正の趣旨を踏まえ適切な運用がなされるよう、当局としても本改正の適用を受ける金融機関等の事業者への周知を図りつつ、本改正の内容について当該事業者の提供するサービスの受け手である国民に広く理解されるよう、引き続き関係する機関と連携してまいります。

- このほかにいただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

【意見公募手続を実施した案からの修正】

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案の変更に伴せて、外国為替に関する省令案について以下のとおり修正を行いました。

① 外為省令第8条第7項について、外国法人以外の代表者等であっても、当該代表者等が非居住外国人等である場合には同項の適用が可能となるよう修正を行いました。

・修正前：第一項及び第二項の規定にかかわらず、銀行等は、外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客との取引を行うに際しては、(以下略)

・修正後：第一項及び第二項の規定にかかわらず、銀行等は、法人である顧客との取引を行うに際しては、(以下略)

② その他一部の条文について所要の修正を行いました。